

改正

平成18年7月28日告示第123号

平成30年3月30日告示第78号

漏水等における使用水量の認定及び軽減基準

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市水道事業給水条例(平成17年袋井市条例第150号)第33条の規定により、水道料金(以下「料金」という。)の軽減に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象となる漏水等)

第2条 水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する理由によって生じた漏水等に係る水量に対し、使用水量を認定することができる。

- (1) 天災、地変等不可抗力的な要素が派生し、計量された水量に異状があると認められるとき。
- (2) 地下漏水等、使用者の善良な管理にもかかわらず、使用水量の増加原因の発見が困難なもの。ただし、給水装置工事が施工完成後1年以内の場合は除く。
- (3) 計量された水量が濁水、水撃作用又はエア―滞留等の原因により特に異常があると認められ、当該原因が使用者の責と認められないとき。
- (4) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ないと認めたもの

(漏水量の算定方法)

第3条 漏水量は、漏水修理の完了日の属する検針期間又はその前検針期間のいずれかの使用水量から、前6箇月の平均使用水量又は前年同期の使用水量を比較し、いずれか多い方の使用水量を減じて得た水量とする。

2 前項の規定により難しいときは、漏水修理の完了後2回の現地調査を行い算出した2箇月相当分の使用水量を、漏水修理の完了日の属する検針期間又はその前検針期間のいずれかの使用水量から減じて得た水量とする。

3 水量算定において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(軽減)

第4条 第2条各号の規定により料金を軽減する場合の水量(以下「軽減水量」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号の規定による軽減水量は、その都度認定する。
- (2) 第2条第2号の規定による軽減水量は、漏水量に2分の1を乗じて計算した水量とする。
なお、同一箇所における漏水等に対する軽減措置は、年度内1回に限るものとし、再度事故の派生した場合は、原則として軽減措置はしないものとする。
- (3) 第2条第4号及び第5号の規定による軽減水量は、その都度協議し決定する。
- (4) 軽減水量算定において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の対象とならない事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず漏水に係る使用水量の認定をしない。

- (1) 漏水の原因が使用者の責めに帰すものと認められるとき。
- (2) 給水せん等露出配管部分から漏水しているとき。
- (3) 温水器、瞬間湯沸器等特殊器具の故障等により漏水しているとき。
- (4) 水洗便所の洗浄用装置の故障等により漏水しているとき。
- (5) 漏水箇所が客観的に容易に発見できるとき。
- (6) 給水装置の不正工事により漏水しているとき。
- (7) 給水装置の漏水に気づきながら放置したとき。
- (8) 漏水箇所の修理を故意に拒んだとき。
- (9) 市又は指定給水装置工事事業者以外の行った工事及び修理に起因して漏水したとき。
- (10) 市職員が期限を定めて修理を指示したが、使用者がその期限までに相当の理由がなく、修理を行わないため漏水しているとき。
- (11) 指定給水工事事業者以外のものが漏水修理（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。）を行ったとき。

(軽減の申請)

第6条 軽減を受けようとする使用者は、修理完了後速やかに漏水等使用水量の認定及び軽減申請書（別記様式）により、管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めたときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年7月28日告示第123号）

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行する。